

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年9月22日

墨田区監査委員	浜田	将彰
同	井尾	仁志
同	大清水	善信
同	加納	進

## 令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 根拠法令等

地方自治法第199条第7項及び墨田区監査基準

### 2 監査の対象

- (1) 令和4年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和4年度の執行に係るもの
- (3) 指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和4年度の執行に係るもの

### 3 監査実施期間

令和5年7月3日（月）から同年8月2日（水）まで

### 4 監査対象団体

実地監査団体 21団体

別添「令和5年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を実施した。

### 5 監査の観点

- (1) 補助金等交付団体において、補助対象事業が補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 出資団体において、事業運営が出資目的に沿って行われ、会計経理が適正に行われているか。
- (3) 指定管理者において、公の施設の管理が協定に基づき行われ、会計経理が適正に行われているか。

### 6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、大清水善信監査委員は社会福祉法人厚生館の監査について、加納進監査委員は公益財団法人墨田区文化振興財団の監査について、それぞれ除斥となった。

### 7 監査結果

以上のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていた

が、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 指定管理者に関するもの

- (ア) 指定業務である施設の冷暖房機保守点検が実施されていなかった。(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(八広はなみずき児童館)、子育て政策課)
- (イ) 指定業務である園舎定期清掃の一部が実施されていなかった。(社会福祉法人仁風会館(墨田区きんし保育園)、子ども施設課)
- (ウ) 協定書の配置職員数を満たしていない期間があったにもかかわらず、指定管理料額変更等についての協議が行われていなかった。(社会福祉法人希望福祉会(墨田区横川さくら保育園分園)、子ども施設課)
- (エ) 原油価格・物価高騰に起因する光熱費高騰により生じた増加費用の負担等に関する区との協議に際し、指定業務に係る光熱費の実績額等に対象外のものを含めていた。(J&J共同事業体(みどりコミュニティセンター)、地域活動推進課)、(株式会社図書館流通センター(墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館、墨田区立八広図書館)、ひきふね図書館)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの不適正な処理が行われている事案である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認あるいは今後の改善を促したものである。

ア 補助団体における事務の執行を適正に行うべきもの

- (ア) 要綱において、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき又は中止をしようとするときは、あらかじめ区長に変更等承認申請書を提出し、承認を受けなければならないと定められているが、事業の一部中止に際し、承認を受けていないものがあった。(1団体)
- (イ) 条例において、助成を受けた事務及び事業に係る実績を区長に報告しなければならないと定められているが、内容に誤りがあるものがあった。(1団体)

イ 指定管理者による事務の執行を適正に行うべきもの

- (ア) 協定書において、事前に区の承諾を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託することができると定められているが、承諾を受けずに委託されているものがあった。(2団体)
- (イ) 協定書において、年度ごとに収支予算書等を区に提出し、その承認を受けなければならないと定められているが、内容に誤りがあるものがあ

った。(2団体)

- (ウ) 協定書において、毎月、前月分に関する事業報告書を区に提出すると定められているが、内容に漏れや誤りがあるものがあった。(4団体)
- (エ) 協定書において、毎年度の指定業務終了後に事業報告書及び収支決算書等を区に提出すると定められているが、内容に漏れや誤りがあるものがあった。(9団体)
- (オ) 協定書において、自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し、事前の承諾を受けなければならないと定められているが、承諾を受けずに実施されているものがあった。(2団体)

ウ 指定管理者による施設の管理を適正に行うべきもの

- (ア) 屋内消火栓、消火器、非常口の前に障害物が置かれているものがあった。(3団体)
- (イ) 什器に転倒防止のための措置が行われていないものがあった。(1団体)

エ 指定管理者による備品の管理を適正に行うべきもの

- (ア) 区に所有権が帰属する備品のうち、現物が確認できないものがあった。(2団体)
- (イ) 区に所有権が帰属する備品のうち、区の備品番号等を記載したラベルが貼付されていないものがあった。(4団体)
- (ウ) 協定書において、毎年度の指定業務終了後に事業報告書等の提出と併せて、備品等の管理状況について報告すると定められているが、報告が行われていないものや、内容に誤りがあるものがあった。(2団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正等を促している。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

### (3) 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 指定業務の履行について

まず、(1)指摘事項についてであるが、ア(ア)の事案は、覚書で年2回とされている冷暖房機保守点検を一度も実施していなかったものである。

ア(イ)の事案は、覚書で年4回とされている園舎定期清掃について、その一部である各部屋等のワックス塗布を2回しか実施していなかった

ものである。

ア（ウ）の事案は、施設における職員の配置について、協定書で10人以上の保育士を常勤職員とすることとされているところ、一人の退職によりその数を満たしていない期間が7か月あったものである。

ア（エ）の事案は、区との協議に際し、指定業務に係る光熱費の実績額等に対象外である水道料金や自主事業に要した電気料金を含めて、増加費用を算出していたものである。

また、以上の事案については、結果として、いずれも指定管理料等の返還が行われるべきものであるが、それが行われていなかった。

次に、（2）指導・注意事項についてであるが、既述のとおり、指定業務の第三者委託及び自主事業の実施において区の承認又は承諾を受けていないものや、収支予算書、事業報告書、収支決算書等の金額等の数値の記載について漏れや誤りなどがあったものである。

これらの事案の発生要因として、一つは、指定管理者の不注意や認識不足が挙げられる。指定管理者においては、協定書や覚書に基づいて適切に業務を遂行するとともに、その精度の確保に努められたい。

二つ目の要因として、所管課における指定管理者に対する業務執行の十分なモニタリングができていなかったことが挙げられる。所管課においては、実地調査の実施や関係書類の確認など、「墨田区指定管理者制度ガイドライン（令和5年6月改定）」（以下「ガイドライン」という。）や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領（平成24年6月策定）」に基づき、十分な監督体制の確保に取り組まされたい。加えて、指定管理者を監督する立場から、指定業務が適切に実施されるよう所管課で内部統制を十分に浸透させられたい。

#### イ 指定管理料の余剰金について

今回の監査で、指定管理料の算定根拠となる管理運営経費の積算費目ごとの予算額に対して、実績額が著しく少ないものが、複数の指定管理者において見受けられた。

この指定管理料の余剰金について、ガイドラインでは、区の要求水準を満たし、事業計画等に基づき適切に指定業務が行われた上で生じた場合は、指定管理者の創意工夫による経費節減の結果であるため、概算払いの場合を除き、指定管理者に返還を求めないこととされている。一方、指定業務の実施状況が、区の要求水準を満たさない、又は事業計画等のおおりに行われていないと認められる場合は、余剰金の有無にかかわらず、当該部分に係る費用について指定管理料の返還を求めるものとされている。

したがって、所管課においては、指定業務の実施状況を常に把握するとともに、指定管理料の余剰金が発生している場合はその理由や当該業務の

内容を十分に確認することにより、ガイドラインに定める指定管理料の返還事由に該当するか否かを的確に判断されたい。

また、管理運営費については、ガイドラインでは、指定期間中は変更しないとはしているものの、一定の例外規定もある。指定管理料の返還が生じた場合には、業務内容についても現状を踏まえ過大なものになっていないか十分な精査を行い、必要に応じその見直しを検討するなど、経費の削減に努められたい。

#### ウ その他

各財政援助団体等においては、コロナ禍において、感染症対策に配慮するなど様々な対策に取り組みながら各種事業を実施するとともに、利用者からの要望や苦情には誠実に対応していた。また、施設稼働率や集客率の向上のために、自主的な工夫をしている事例もあった。これらについては、評価するものである。今後とも、区民が安全・安心に利用できるよう、引き続き意をもって施設管理や事業運営に当たられたい。

# 令和5年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

## 1 監査委員監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月12日 (水)	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	指定管理者	曳舟文化センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月14日 (金)	株式会社アルカタワーズ	出資	錦糸町駅北口地区第一種市街地再開発事業によって整備されたアルカタワーズ錦糸町の建築物及び敷地の効率的かつ統一的な管理運営のため設立された。
	株式会社図書館流通センター	指定管理者	墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館、墨田区立八広図書館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月19日 (水)	社会福祉法人仁風会館	指定管理者	墨田区きんし保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	コナミスポーツ・セントラルエンジニアリンググループ	指定管理者	両国屋内プールの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月24日 (月)	東駒形TRC賀川記念館グループ	指定管理者	墨田区東駒形コミュニティ会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月26日 (水)	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム、墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	補助金	地域福祉の推進を目的とした事業に関する経費の一部を補助している。
8月1日 (火)	社会福祉法人奉優会	指定管理者	立花ゆうゆう館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。

## 2 事務監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月3日 (月)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金 出資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月4日 (火)	一般財団法人本所賀川記念館	指定管理者	東向島児童館、東向島児童館分館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	指定管理者	曳舟文化センターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月5日 (水)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金 出資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月7日 (金)	社会福祉法人厚生館	指定管理者	中川児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人奉優会	指定管理者	立花ゆうゆう館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月10日 (月)	社会福祉法人仁風会館	指定管理者	墨田区きんし保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	すみだスポーツサポートPFI株式会社	指定管理者	墨田区総合体育館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月11日 (火)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	指定管理者	八広はなみずき児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム、墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月13日 (木)	株式会社図書館流通センター	指定管理者	墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館、墨田区立八広図書館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	コナミススポーツ・セントラルエンジニアリンググループ	指定管理者	両国屋内プールの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月18日 (火)	東駒形TRC賀川記念館グループ	指定管理者	東駒形コミュニティ会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月20日 (木)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	文花児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人希望福祉会	指定管理者	墨田区横川さくら保育園、墨田区横川さくら保育園分園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月27日 (木)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金 出資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月31日 (月)	株式会社ベネッセスタイルケア	補助金	認可保育所の施設整備や運営に対して、必要な経費の一部を補助している。
	J & J 共同事業体	指定管理者	みどりコミュニティセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
8月2日 (水)	墨田区商店街連合会	補助金	商業の振興、発展のために行う事業活動に対して、必要な経費の一部を補助している。